

有毛太郎坊山遺跡経塚出土品の指定について

1 概要

有毛太郎坊山遺跡経塚出土の経筒2点は、全体に鍍金を施す優品を含み、もう1点についても、市内出土の紀年銘経筒2点（永久6年（1118）銘、共に小倉南区守恒出土）ともきわめて類似する貴重な資料である。また、考古学的な発掘調査を経て出土した市内唯一の例としても高い学術的価値を有するため、文化財として指定し保存を図るために、平成30年度に文化財保護審議会に諮問を行った。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化財保護審議会が長期に渡り開催できずにいたため、前回の審議会の指摘事項を修正した上で、改めて諮問を行う。

前回の審議会で、「文化財の名称について修正すべき」「市内出土の経筒資料を整理すべき」との指摘が委員よりあったため、これらの二点について修正を加えて、新たに審議会に諮るもの。

2 指摘事項の対応

（1）有毛太郎坊山遺跡経塚出土品の指定名称について

旧名称：有形文化財（考古資料） 有毛太郎坊山遺跡出土経筒資料 一括

問題点：「経塚出土品」（経塚という遺構から出土した資料群が主体）なのか、

「経筒+附」（遺物である経筒が主体）なのか、指定対象を明確にすべき

検討過程

福岡県内の指定文化財（国・県・市町含む）を抽出（別紙資料）

→「経筒」を主たる指定名とする文化財 ①

「経塚出土品」を主たる指定名とする文化財 ② の二群に大別できる

① は「遺物である経筒本体が主体」であり「資料群的要素」は少ない

② は「資料群的要素」が多く、有毛太郎坊山遺跡の例に近い

このため、文化財名称については、「経塚出土品」を主たる指定名とする文化財にならない、

旧名称：有形文化財（考古資料） 有毛太郎坊山遺跡出土経筒資料 一括 を改め、

新名称：有形文化財（考古資料） 有毛太郎坊山遺跡経塚出土品 一括 としたい。

なお、資料点数は合計13点である。

（2）市内出土の経筒資料について

前回諮問時に経筒2について「市内出土の前ベラ山経塚出土例やハリヤ経塚出土例に似る」旨の説明をしたところ、「市内出土の経筒資料を整理すべき」との指摘があったため、市内出土の経筒資料を集成し別表へまとめるとともに、写真資料を掲載して追加の資料を作成したもの。

有毛太郎坊山遺跡経塚出土品の指定について

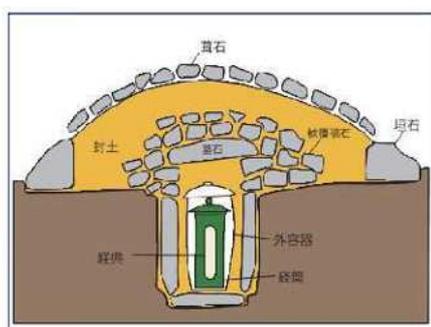


令和4年度 第一回
北九州市
文化財保護審議会

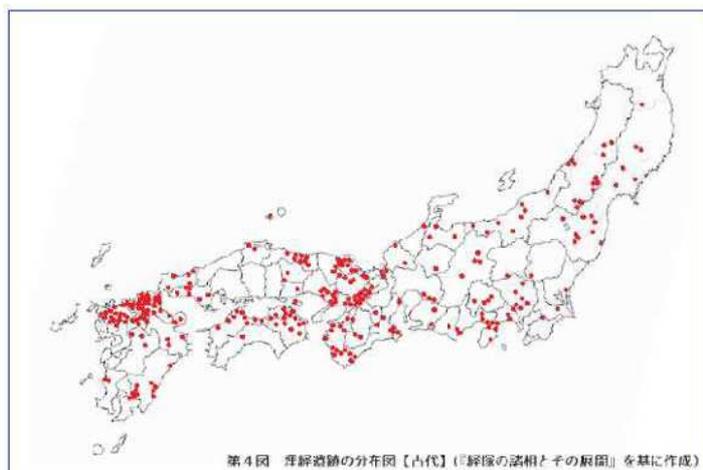
令和5年2月16日

左下・下の画像ともに出典：【立正大学博物館第10回特別展】経塚の諸相 2016

経塚とは



第1図 経塚模式図（『経塚遺宝』より作成）



第4図 経塚遺跡の分布図【古代】（『経塚の諸相とその原因』を基に作成）

- 「経塚」とは、経典を供養し地下に埋納した場所を指す
- 末法思想に由来し、平安時代後期（11～12世紀）に盛行
- 北部九州は経塚造営の一大中心地

有毛太郎坊山遺跡の位置



- 福岡県北九州市若松区大字有毛781番地外
- 玄界灘を望む標高50mの有毛丘陵上に位置する
- 霊園開発により発掘調査、現在遺跡は消滅

再諮問に至る経緯

- 経筒2点は、「全体に鍍金を施す優品」「市内出土の紀年銘資料【永久6年(1118)】と類似する貴重な資料
- 考古学的な発掘調査を経て出土した市内唯一の例としても高い学術的価値を有する
 - ⇒平成30年度に文化財保護審議会に諮問
- 前回の審議会で、「文化財の名称について修正すべき」「市内出土の経筒資料を整理すべき」との指摘があったため、これら二点について修正し、新たに審議会に諮るもの

前回審議会での指摘事項

【指定名称について】

- 「経塚出土品」（経塚という遺構から出土した資料群が主体）
「経筒+附」（遺物である経筒が主体）なのか明確にすべき
⇒県内の指定文化財名称にならい、有毛太郎坊山遺跡経塚出土品
としたい

【市内出土の経筒資料について】

- 市内出土の経筒資料を集成し別表へまとめるとともに、写真資料を掲載して追加の資料を作成（諮問書9・10ページ）

事前説明における指摘事項

- 経塚2出土の土師器3点および瓦1点について
- 諮問書7ページに示す出土遺物番号1～4
- 出土位置について、経塚の外からの可能性が残る
- 「共伴資料についても、経筒と同時代性の高い資料として考古学上重要である」戸という指定理由にそぐわない

⇒指定対象より除外したい

「経筒」を主たる指定名とする文化財

1	国指定	重要文化財 (考古資料)	石製経筒 如法妙法蓮華経二部承德三年九月廿八日供養ノ銘アリ
2	国指定	重要文化財 (考古資料)	青釉経筒 伝筑前国四王寺趾経塚出土
3	国指定	重要文化財 (考古資料)	滑石製経筒 筑前国宗像宮内福本村居住綾清宗並二紀氏仁平四年九月廿三日ノ銘アリ
4	県指定	有形文化財 (考古資料)	銅製経筒
5	県指定	有形文化財 (考古資料)	石製経筒
6	県指定	有形文化財 (考古資料)	石製経筒
7	県指定	有形文化財 (考古資料)	銅製経筒
8	県指定	有形文化財 (考古資料)	銅製経筒
9	県指定	有形文化財 (考古資料)	銅製経筒
10	県指定	有形文化財 (考古資料)	銅製経筒
11	県指定	有形文化財 (考古資料)	銅製経筒
12	県指定	有形文化財 (考古資料)	銅製経筒
13	市指定	有形文化財 (歴史資料)	鹿部山経筒出土品
14	町指定	有形文化財 (考古資料)	銅製経筒・経巻・合子身
15	市指定	有形文化財 (考古資料)	陶製経筒 附 円鏡蓋 1面 (北九州市：吉祥寺)
16	市指定	有形文化財 (考古資料)	血経と経筒
17	市指定	有形文化財 (考古資料)	銅製経筒 経巻共 附 陶製外容器
18	市指定	有形文化財 (考古資料)	銅製経筒 附 石造五重層塔 1基 (北九州市：聖福寺)
19	市指定	有形文化財 (考古資料)	平山出土経筒

「経筒」を主たる指定名とする文化財
→「遺物である経筒本体が主体」であり
「資料群的要素」は少ない

「経塚」を主たる指定名とする文化財

1	国指定	重要文化財 (考古資料)	豊前求菩提山経塚出土品 附 銅経筒 二、懸仏残欠 三
2	国指定	重要文化財 (考古資料)	筑前国筑紫郡宝満山経塚出土品 附 敷石 一枚
3	国指定	重要文化財 (考古資料)	筑前国四王寺趾経塚群出土品
4	国指定	重要文化財 (考古資料)	福岡県英彦山経塚出土品
5	県指定	史跡	豊前坊古墳群・経塚
6	県指定	史跡	黒崎親世音塚古墳・経塚
7	市指定	有形文化財 (考古資料)	津丸高平遺跡経塚出土品
8	市指定	有形文化財 (考古資料)	武蔵寺経塚群出土品
9	市指定	有形文化財 (考古資料)	京ノ隈経塚出土品
10	町指定	史跡	平清経塚
11	埋蔵文化財		経塚

「経塚出土品」を主たる指定名とする文化財
→「資料群的要素」が多く、有毛太郎坊山遺跡の例に近い

⇒「有形文化財 (考古資料) 有毛太郎坊山遺跡経塚出土品」
として指定したい